

記入例（様式 20：第一種、第二種指定物質の輸出入実績届出）

中国及びマレーシアに、トリエタノールアミン（第二種指定物質（原料物質））を80%含む製品を1500kgと625kgの合計2,125kg輸出した場合

濃度しきい値を超えた指定物質を少量でも輸出入した場合が様式 20 による実績届出が必要です。

濃度しきい値：
 ・第一種指定物質の毒性物質は1%超
 ・第一種指定物質の原料物質は30%超
 ・第二種指定物質は30%超

第一種指定物質、第二種指定物質に該当する物質についてはホームページ5（2）の「第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質」を参照して下さい。
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/cwc/todokede.html

原則 IUPAC 名で記入してください（施行令別表の別名のみも可）。できるだけ CAS 登録番号も併記してください。

上記ホームページの他、施行令別表を参照してください。

様式第20(第21条関係)

輸出—(輸入)—実績届出書

2022年 1月 23日

経済産業大臣殿

経済産業商事株式会社
 代表取締役社長 経済 太郎
 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第28条の規定により次のとおり届け出ます。

輸出（輸入）をした指定物質	トリエタノールアミン CAS No. 102-71-6	
第一種、第二種の区分	第二種指定物質（原料物質（13））	
輸出（輸入）をした指定物質の数量 （相手国ごとに記入すること。）	相手国	数 量
	中国	1 2 0 0 kg
	マレーシア	5 0 0 kg
		kg
		kg

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

（記入用簡易チェックリスト）

- 報告内容は、通関ベースで暦年（1～12月）となっていますか。
- 輸出か輸入か、いずれの届出かがわかるようになっていますか。
- 物質名の記載欄には、CAS 番号も併記していますか。
- 輸出入された指定物質の数量（重量ベース）は、純分換算していますか（例えば、1,500 kg（濃度80%）の場合、 $1,500 \text{ kg} \times 80\% = 1,200 \text{ kg}$ となるため、“1,200 kg”が記載数量となります。）
- 届出の内訳がわかる参考資料は添付していますか（任意）。

本届出は暦年（1月～12月）単位です。

該当しない方を削除してください。

届出日を記入してください。

法人の場合、会社名、代表者の役職名及び氏名の記載が必要です。工場長など代表者でない方が届け出る場合は、代表者の委任状を添付してください。

公印（代表者印）捺印は不要です。

各国ごとに、純分換算後の数量を、重量ベースで記入してください。
 （ただし、高純度（99.9%等）のものは、製品量をそのまま記入していただいて結構です。

（例） $1500 \text{ kg} \times 80\% = 1200 \text{ kg}$
 $625 \text{ kg} \times 80\% = 500 \text{ kg}$

チェックリストとしてお使いください。（提出時には削除してください）

